



金 沢 市 公 報

号外第10号の2

令和2年(2020年)6月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 3
○金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	1	○金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (") 8
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 (")	1	●告 示
○金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則 (子育て支援課)	2	○金沢市子育て世帯に対する応援給付金の支給に関する要綱 (子育て支援課) 9
○高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (健康政策課)	2	○金沢市ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関する要綱 (") 11
		○金沢市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱の廃止について (") 15

規 則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第48号

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年規則第16号)の一部を次のように改正する。
附則第7項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日(以下「災害発生の日」という。)における法定利率」に改める。

附則第8項、第14項第2号及び第15項中「100分の5」を「災害発生の日における法定利率」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 令和2年4月1日前的金沢市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項及び第8項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第14項及び第15項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第49号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「1箇月」を「1か月」に改め、同項第3号中「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例」を「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」に、「であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、

又は職務に復帰することとなる場合を除く。第11条の4第2項において「休職等となった場合」という。)に改め、同条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。

第11条の4第2項を次のように改める。

- 2 月の中途において休職等となった場合(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)には、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の通勤手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。
2 令和2年4月1日前に改正前の通勤手当に関する規則第11条の2第1項第3号に規定する場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第50号

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(平成8年規則第58号)の一部を次のように改正する。

様式第3号中「延滞元利金額につき年 %の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した額を違約金として加算します」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条に規定する違約金を徴収します」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「延滞元利金額につき年 %の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条に規定する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第51号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 条例第2条第1項第1号アに規定する市長が別に定める身体上の障害は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 音声機能又は言語機能の著しい障害
(2) 両下肢の全ての指を欠くもの、一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの又は一下肢の機能の著しい障害

第2条の2第1号中「第15条」を「第15条第1項」に、「書面又は」を「書面、」に改め、「療育手帳」の次に「又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳」を加える。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第1号から第3号まで」に、「様式第4号の2」を「様式第4号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「高齢者医療費受給者証、」を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 養育者に扶養されている受給者に対する条例第3条に規定する医療費の助成は、当該養育者に支払うことにより行う。ただし、当該受給者に保険診療が行われた場合は、条例第2条の2第2項に規定する指定療養機関等に支払うことにより行うことができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、養育者に扶養されている受給者に対し、助成があったものとみなす。

第4条の2第1項第2号中「係る受給者」を「扶養されている受給者」に改める。

第5条第1項本文を次のように改める。

条例第4条の2第1項ただし書若しくは第2項本文の規定又は第4条第1項本文の規定により医療費の支払を受けようとする条例第2条の2第2項に規定する受給者証所持者若しくは資格証所持者又は養育者は、医療費助成金支給申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

様式第1号その1中「あて先」を「宛先」に、「身障・療育」を「身体・療育・精神」に改める。

様式第4号を削り、様式第4号の2を様式第4号とする。

様式第5号の2その1中「あて先」を「宛先」に、

手帳種別	身障手帳	年	月	日交付	第	号	級	を
	療育手帳	年	月	日交付	第	号		

手帳種別	身 体	年	月	日交付	第	号	級	に
	療 育	年	月	日交付	第	号		
	精 神	年	月	日交付	第	号	級	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 改正後の高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、令和2年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第52号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第42号）の一部を次のように改正する。

様式第12号から様式第15号までを次のように改める。

様式第12号 (第20条関係)

自立支援医療費（育成・更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）※1					
受 診 者	フリガナ				生年月日
	氏名				年 月 日
	住所		電話番号		
	個人番号				
保護者 (受診者が18歳未満の場合は、記入してください。)	フリガナ			受診者との続柄	
	氏名			電話番号	
	住所 ※2			電話番号 ※2	
	個人番号				
負担額 に関する 事項	受診者の被保険者証の記号及び番号		保険者名	保険者番号	
	被保険者氏名		受診者との続柄	住所	
	受診者と同一保険の加入者	氏名	個人番号	氏名	個人番号
該当する所得区分 ※3	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			重度かつ継続 ※3	該当・非該当
身体障害者手帳 ※4	第 号				
受診を希望する指定自立支援医療機関（薬局・訪問看護事業者を含む。）	医療機関名		所在地・電話番号		
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。 申請者氏名 _____ 印 ※5 年 月 日 <div style="text-align: right;">(宛先) 金沢市長</div>					

- ※1 該当する医療の種類及び新規・再認定・変更（自己負担上限額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○を付けてください。
- ※2 受診者と異なる場合に記入してください。
- ※3 該当する区分に○を付けてください。
- ※4 身体障害者手帳の交付を受けている場合に記入してください。
- ※5 申請者本人が署名する場合は、押印を省略できます。

様式第13号 (第21条関係)

その1

自立支援医療受給者証 (育成医療)					
公費負担者番号				自立支援医療 費受給者番号	
受 診 者	フリガナ				生年月日
	氏名				
	住所				
	被保険者証の 記号及び番号			保険者名	
	重度かつ継続				
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合 は、記入してください。)	フリガナ				続柄
	氏名				
	住所				
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所			所在地 電話番号	
	薬局			所在地 電話番号	
	訪問看護事業者			所在地 電話番号	
公費負担の対象となる障害					
医療の具体的方針					
特定疾病療養受療証					
自己負担上限額					
有効期間 年 月 日から 年 月 日まで					
上記のとおり認定する。 年 月 日					
金沢市長					印

※人工透析を受ける方については、併せて特定疾病療養受療証を医療機関窓口へ提出すること。

その2

自立支援医療受給者証（更生医療）				自立支援医療受給者証（更生医療）			
公費負担の 対象となる障害				公費負担者番号			
医療の具体的方針				自立支援医療費 受給者番号			
指 定 医 療 機 関	病院・ 診療所	名 称		受 診 者	住 所		
		所在地 電話番号			フリガナ		
	薬 局	名 称			氏 名		
		所在地 電話番号			生 年 月 日		
	訪 問 看 護 事業者	名 称			被保険者証の 記号及び番号		
		所在地 電話番号			保 険 者 名		
特定疾病療養受療証				重度かつ継続			
この欄には、注意事項を記入すること。				自己負担上限額			
				有 効 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
				上記のとおり認定する。 年 月 日			
				金沢市長		印	

様式第14号 (第22条関係)

自立支援医療受給者証等記載事項変更届 (育成医療・更生医療)				
受 診 者	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	住所			
	個人番号		電話番号	
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合は、 記入してください。)	フリガナ			続柄
	氏名			
	住所			
	個人番号		電話番号	
変 更 内 容	事項	変 更 前	変 更 後	
	受診者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)			
	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)			
	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者 名称・受診者と同一保険 の加入者)			
	身体障害者手帳			
変 更 年 月 日	年 月 日			
備 考	<p>私は、自立支援医療費支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。</p> <p>届出者氏名 _____ ㊟ (届出者本人が署名する場合は、押印を省略できます。)</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">(宛先) 金沢市長</p>			

備考 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療費支給認定申請書(変更)に記載してください。

様式第15号 (第23条関係)

医療受給者証再交付申請書(育成医療・更生医療)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 氏名 ㊟

(申請者本人が署名する場合は、
押印を省略できます。)

自立支援医療受給者証を 紛失 破損 したので再交付を申請します。

受 診 者	フリガナ			生年月日
	氏名			年 月 日
	住所			
	個人番号		電話番号	
保 護 者 (受診者が18歳未満の 場合は、記入してくだ さい。)	フリガナ			受診者との続柄
	氏名			
	住所			
	個人番号		電話番号	

備考

- 1 交付を受けている受給者証を添付してください(紛失した場合を除く。)
- 2 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類を提示する場合は、個人番号の記載の必要はありません。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による自立支援医療受給者証は、改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第53号

金沢市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市身体障害者福祉法施行細則(平成8年規則第63号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中

旧手帳番号	第	号
交付年月日	年	月 日
等 級	種	級
障 害 名		

備考 身体に障害のある者が15歳未満の児童の場合は、保護者が代わって申請することになっています。この場合においては、「15歳未満の児童」欄に当該児童の氏名、生年月日、個人番号及び住所を記入することとし、「申請者」欄の個人番号は記入する必要はありません。

旧手帳番号	第	号
-------	---	---

備考

- 1 個人番号カード、障害者手帳、運転免許証、旅券その他の本人確認ができる書類を提示する場合は、個人番号の記載の必要はありません。
- 2 身体に障害のある者が15歳未満の児童の場合は、保護者が代わって申請することになっています。この場合においては、「15歳未満の児童」欄に当該児童の氏名、生年月日、個人番号及び住所を記入することとし、「申請者」欄の個人番号は記入する必要はありません。

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

●金沢市告示第214号

金沢市子育て世帯に対する応援給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市子育て世帯に対する応援給付金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯に対する応援給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援給付金 新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時の措置として本市が支給する令和2年度の給付金をいう。
- (2) 支給対象者 応援給付金の支給の対象となる者をいう。
- (3) 一般支給対象者 支給対象者のうち、申請支給対象者以外の者をいう。
- (4) 申請支給対象者 支給対象者のうち、令和2年6月15日(以下「口座基準日」という。)において、本市が児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)による児童手当(以下「児童手当」という。)の振込時の指定口座及び子育て支援医療費助成に関する条例(昭和48年条例第2号)による医療費の助成(以下「子育て支援医療費助成」という。)の振込時の指定口座のいずれも把握していない者をいう。
- (5) 対象児童 応援給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。

(支給対象者)

第3条 支給対象者は、対象児童の保護者(親権者、未成年後見人その他の者で対象児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、応援給付金は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に定める者に対して支給する。ただし、既に同項の規定による支給対象者に対して応援給付金の支給が決定されている場合は、こ

の限りでない。

<p>(1) 応援給付金の支給が決定される前に、対象児童が法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）であることを本市が把握した場合</p>	<p>当該中学校修了前の施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。）を行う者若しくは同法第6条の4に規定する里親又は当該中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>(2) 対象児童が次条第3号に該当することを本市が把握した場合</p>	<p>令和2年5月31日（以下「基準日」という。）以前に配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、当該次条第3号に該当する対象児童と生計を同じくする者</p>

（対象児童）

第4条 対象児童は、平成17年4月2日から基準日までの間に生まれた児童のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている児童
- (2) 基準日において、本市の住民基本台帳に記録されていない中学校修了前の施設入所等児童であつて、その入所等をしている施設等が本市に所在しているもの
- (3) 基準日において、配偶者その他の親族からの暴力を理由に本市に避難し、当該配偶者その他の親族と生計を別にしている者と生計を同じくする児童であつて、基準日において本市の住民基本台帳に記録されておらず、本市に居住している児童の保護者が次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市長に申し出たもの
 - ア その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による保護命令が出されていること。
 - イ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書（婦人相談所以外の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センター等が発行した確認書を含む。親族からの暴力を理由に婦人相談所に設ける一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は婦人保護施設に入所している者に婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。
 - ウ 基準日の翌日以後に本市の住民基本台帳に記録され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知）による支援措置の対象となっていること。
 - エ その他アからウまでに掲げるものと同等の要件を満たしているものとして本市が認めること。

（支給額）

第5条 応援給付金の支給額は、対象児童1人につき10,000円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、応援給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、応援給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、応援給付金を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第7条 一般支給対象者に対する応援給付金の支給は、第1号に掲げる指定口座に振り込む方式により行うものとする。ただし、当該口座の解約等により、応援給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる口座に振り込む方式により行うものとする。

- (1) 口座基準日時点において本市が把握する児童手当の振込時の指定口座（本市が当該口座を把握していない場合には、子育て支援医療費助成の振込時の指定口座）
- (2) 前条第3項の規定による支給決定前に一般支給対象者が前号の指定口座の変更の届出をした場合における当該届出のあった口座

(申請支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限)

第8条 申請支給対象者に対する応援給付金の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

2 申請支給対象者に対する応援給付金の支給の申請の期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた日から起算して6か月を経過する日とする。

(申請支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 応援給付金の支給を受けようとする申請支給対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める申請書(以下「申請書」という。)により申請を行うものとする。

2 申請者による申請及び応援給付金の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行うものとする。

(1) 郵送申請方式(申請者が申請書を郵送により市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口申請方式(申請者が申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

3 市長は、第1項の申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(代理による申請)

第10条 代理人(前条の規定による応援給付金の支給の申請を代理する者をいう。)は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(申請者に対する支給の決定及び支給)

第11条 市長は、第9条の規定による応援給付金の支給の申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、応援給付金の支給を決定し、当該申請者に対し、応援給付金を支給する。

(応援給付金の支給に関する周知)

第12条 市長は、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日その他の応援給付金の支給に係る事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 第8条第2項の期限までに応援給付金の申請を行わない申請支給対象者は、応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第3項の規定により応援給付金の支給の決定を行った後、口座基準日時点において本市が把握する児童手当の振込時の指定口座又は子育て支援医療費助成の振込時の指定口座(支給前に指定口座の変更の届出があった場合には、当該届出のあった口座)に応援給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和3年1月31日までに口座への振り込みができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第11条の規定により応援給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請者の責めに帰すべき事由により応援給付金の支給ができなかった場合において、市長が確認等に努めたにもかかわらず補正等が行われなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、応援給付金の支給を受けた後に当該応援給付金の支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った応援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第15条 応援給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第215号

金沢市ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関する要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親世帯に対する国臨時特別給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において「国臨時特別給付金」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、本市がひとり親世帯を支援するため支給する給付金をいう。

(支給要件)

第3条 市長は、次の各号に定める者（国臨時特別給付金のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、国臨時特別給付金を支給する。

- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和2年6月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）又は法第6条の規定に基づく市長の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、平成30年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

<p>(1) 当該者のうち特定養育者（法第4条第1項第1号口又は二に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号口又は二に該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の3に規定する児童の養育者をいう。以下同じ。）以外のもの</p>	<p>法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>(2) 当該者のうち特定養育者</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>(3) 当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくするもの又は当該者が父母以外の者で対象児童を養育するものである場合にあつては当該者の配偶者若しくは扶養義務者で当該者の生計を維持するもの</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

- (3) 申請時点において、令和2年6月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情があると認められる者（以下「家計急変者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合は、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して国臨時特別給付金が支給されている場合には、この限りでない。

児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和2年6月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する国臨時特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者
公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和2年6月12日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する国臨時特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者の監護等児童であった者
家計急変者であって、国臨時特別給付金の申請後、当該者に対する国臨時特別給付金の支給が決定される日までの間に死亡した者	左欄に掲げる者の監護等児童であった者

(支給額)

第4条 国臨時特別給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 基本給付 支給対象者1人につき、1回に限り、50,000円とする。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ30,000円を加算した額とする。
- (2) 追加給付 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申出があった者1人につき、1回に限り、50,000円とする。
(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の申込み等)

第5条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、基本給付の支給の申込みを行う。

- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、基本給付の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、基本給付を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給の方式)

第6条 児童扶養手当受給者に対する基本給付の支給は、第1号に掲げる方式により行うものとする。ただし、児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座等の解約等をしており、国臨時特別給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り、第2号に掲げる支給方式により行うものとする。

- (1) 児童扶養手当口座振込方式（令和2年7月10日時点において本市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。）
- (2) 指定口座振込方式（前条第3項の支給決定前までに前号の指定口座の変更を届け出て、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式をいう。）

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する基本給付の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日とする。

(公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付に係る申請及び支給の方式)

第8条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する基本給付の支給を受けようとする者（以下「基本給付申請者」という。）は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

- 2 基本給付申請者による申請及びこれに基づく基本給付の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。
 - (1) 郵送申請口座振込方式（基本給付申請者が前項の申請書を郵送により市長に提出することにより、当該基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
 - (2) 窓口申請口座振込方式（基本給付申請者が前項の申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該基本給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、市長が別に定める申立書、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該基本給付申請者が支給対象者に該当するか確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該基本給付申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(追加給付に係る申請受付開始日及び申請期限)

第9条 追加給付の支給の申請に係る受付を開始する日は、市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和3年2月28日とする。

(追加給付に係る申請及び支給の方式)

第10条 追加給付の支給を受けようとする者(以下「追加給付申請者」という。)は、市長が別に定める申請書により申請を行うものとする。

2 追加給付申請者による申請及びこれに基づく追加給付の支給は、次の各号に掲げるいずれかの方式により行う。

(1) 郵送申請口座振込方式(追加給付申請者が前項の申請書を郵送により市長に提出することにより、当該追加給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

(2) 窓口申請口座振込方式(追加給付申請者が前項の申請書を市の窓口を経由して市長に提出することにより、当該追加給付申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式をいう。)

3 市長は、第1項の規定による申請の際、同項の申請書の内容等により、当該追加給付申請者が支給対象者に該当するか等の確認を行うものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、運転免許証、健康保険証、パスポート、年金手帳その他官公署が発行する身分証明書の写し又は原本を提出させ、又は提示させること等により、当該追加給付申請者が本人であることの確認を行うものとする。

(代理による申請)

第11条 代理により第8条第1項及び前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限るものとする。

(基本給付申請者及び追加給付申請者に対する支給の決定)

第12条 市長は、第8条第1項又は第10条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、基本給付申請者及び追加給付申請者に対し、国臨時特別給付金を支給する。

(国臨時特別給付金の支給等に関する周知)

第13条 市長は、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民への周知に努めるものとする。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第14条 第7条第2項の申請期限までに第8条第1項の申請を行わない基本給付申請者及び第9条第2項の申請期限までに第10条第1項の申請を行わない追加給付申請者は、国臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、令和2年7月10日時点において本市が把握する児童扶養手当振込時における指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座)に国臨時特別給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和3年3月31日までに指定口座への振込ができない場合は、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第12条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和3年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第15条 市長は、国臨時特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により国臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った国臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第16条 国臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

●金沢市告示第216号

金沢市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱（令和元年告示第62号）は、廃止する。

令和2年6月23日

金沢市長 山 野 之 義

令和2年(2020年)6月23日 印刷
令和2年(2020年)6月23日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄